

愛知県内で
自転車を利用する
皆様へ



自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、2021年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

条例の 基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、身近な交通手段であり有用な自転車の利用にあたり、車両として道路交通法等の遵守が図られ、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に安心して道路を通行できるようにすることが重要であるとの認識の下、社会全体で取り組むこと。

愛知県内で自転車を利用する皆様に、お願いしたいこと

2021年4月1日施行

家庭や学校、企業等での自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発



交通ルールの遵守・歩行者等への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守
- 歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める



自転車の定期的な点検・交通事故防止対策等

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車に鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める

2021年10月1日施行



大人も子供も乗車用ヘルメットを着用 **努力義務化!**

- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める

2021年4月1日から **ヘルメットの購入補助制度** スタート!

詳しくは窓口となるお住いの市町村にお問い合わせください。



自転車損害賠償責任保険等への加入 **義務化!**

- 自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない

※自動車保険や火災保険、傷害保険等の特約として付いている場合もあります。まずはご自身やご家族の加入状況を確認しましょう。

左側通行の徹底で、交差点事故を防止!



*運動エネルギーは質量×速度の2乗に比例